

議第126号から議第130号まで

損害賠償の額の決定について

平成25年9月16日に小栗栖排水機場の周辺地域において発生した同排水機場のポンプの停止に起因する浸水事故について、損害賠償の額を次のように定める。

平成28年5月20日提出

京都市長 門川大作

1 被害者に対するもの

議案番号	損害賠償額 円	事 故 の 概 要	
		被 害 者	損 害 の 程 度
126	17,530,613		建物の1階及び外構、家財等並びに車両等の損傷等
127	5,412,665		建物の1階及び外構並びに事業用物品の損傷等

2 損害賠償請求権を代位取得した債権者に対するもの

議案番号	損害賠償額 円	債 権 者	事 故 の 概 要	
			被 害 者	損 害 の 程 度
128	888,003	大阪市中央区南船場一丁目18番11号 富士火災海上保険株式会社		建物の1階及び外構の損傷
129	840,568	同 上		建物の1階及び外構並びに事業用物品の損傷等

2 (議第126号～議第130号)

130	762,750	同 上		建物の1階及び外構並びに事業用物品の損傷
-----	---------	-----	--	----------------------

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。